

# 防災マニュアル

2021年11月25日制定

株式会社サンテクノス

承認	作成
 <p>生産本部 2021/11/26 田中 慶</p>	 <p>関東 2021/11/26 伊藤</p>

## 1.目的及び定期用範囲

本マニュアルは当社における防災対策に必要な事項を記し、災害が発生した場合及び災害の発生が予想される場合の行動指針を示す事により、災害による混乱の防止、発生後の被害軽減を図る事を目的とする。

## 2.基本方針

- (1) 当社従業員及びその家族の安全を守る。
- (2) 当社従業員を早期に帰宅させ、又は災害が予想される状況で出勤させない。
- (3) 被災状況の細やかな報告や対応を行い、社業を安全に実施する。

## 3.防災訓練及び防災教区の実施

当社は年1回、以下の防災訓練を実施する。

- (1) 緊急時連絡訓練
- (2) 避難訓練
- (3) 災害時の避難、救出、救急看護、緊急連絡等に関する防災教育
- (4) 災害対策本部設置訓練
- (5) 緊急参集・緊急帰宅訓練
- (6) 緊急時対応・復旧計画やそのマニュアルの内容理解と習熟

## 4.災害対策本部の設置に関して

当社は以下の場合の災害時に災害対策本部を当社本社(3階会議室)に設置する。  
また、当社本社が被災した場合、代替えとして関東事業所(会議室)に設置する。

- (1) 当社が属する地域で震度6弱以上の地震が発生した場合。
- (2) 当社が属する地域に行政からの避難情報(警戒レベル4：避難指示以上)が発令された場合。
- (3) 3時間以内に当社所在地において、災害発生の可能性が高まった場合。
- (4) 当社の事業所近辺の公共機関が停止する事が予想される場合。
- (5) 従業員の自宅又は家族に被害が生じた場合。

#### 4-1.災害対策本部の役割

- (1) 被害状況の把握
- (2) 資源の確保・分配
- (3) 対応方針の決定
- (4) 情報の発信
- (5) 組織・部門間の調整

#### 4-2.災害対策組織

##### □本部

役職	従事者
災害対策本部長	代表取締役 副社長
災害対策副本部長	常務取締役
任務	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 地震対策本部の設置・解散指示</li><li>2. 従業員の出社・退社判断</li><li>3. 帰宅困難者の把握及び指示(来客者・従業員)</li><li>4. 被害情報の把握及び復旧方針の検討</li><li>5. 人的・物的支援の受入れと要員など経営資源の再配置</li></ol>

##### □情報連絡担当

役職	従事者
責任者	各部門長
副責任者	各部門の次席
任務	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 救助所の設置</li><li>2. 負傷者の救出、応急処置</li><li>3. 遺体の措置(安置場所確保、遺体格納袋準備)</li><li>4. 人的被害状況の確認</li><li>5. 消防機関(救急隊)との連携及び情報の提供</li></ol>

##### □衛生・工作担当

役職	従事者
責任者	災害対策本部長
副責任者	災害対策副本部長

任務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 危険物の除去</li> <li>2. 建築物、設備の点検、応急修理</li> <li>3. 被害状況の調査</li> </ol>
----	--

## 5.備品リスト

対策	管理責任者	備蓄場所
<p><b>【食品】</b></p> <p>レトルトご飯 缶詰 レトルト食品 加熱なしで食べられる食品 栄養補助食品 調味料 野菜ジュース</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害対策本部長</li> <li>■ 各事業所・営業所所長</li> </ul>	各事務所
<p><b>【飲料】</b></p> <p>水 給水タンク 給水袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害対策本部長</li> <li>■ 各事業所・営業所所長</li> </ul>	各事務所
<p><b>【医薬品】</b></p> <p>常備薬・市販薬 救急箱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害対策本部長</li> <li>■ 各事業所・営業所所長</li> </ul>	各事務所
<p><b>【日用品】</b></p> <p>懐中電灯 カセットコンロ カセットボンベ マルチツール(缶切り、ナイフなど) ラップ アルミホイル ビニール手袋 ポット 卓上 IH 調理器 手回し充電式ラジオ 乾電池 ライター ロープ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害対策本部長</li> <li>■ 各事業所・営業所所長</li> </ul>	各事務所

軍手 新聞紙		
<p style="text-align: center;"><b>【清潔品】</b></p> 簡易トイレ トイレットペーパー ティッシュペーパー 大型ビニール袋・ゴミ袋 消毒液 生理用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害対策本部長</li> <li>■ 各事業所・営業所所長</li> </ul>	各事務所

## 6.進行型災害発生が予想される場合の従業員の出退勤及び業務の中止に関する行動指針

### 6-1.進行型災害発生が予想される場合の従業員の出退勤に関する判断基準

当社は以下の場合には、出勤している従業員を退勤させ、又は通勤・外出時に出勤させない指示を出さなければならない。但し、退勤させる場合には、従業員の帰宅経路の安全が確保できる場合に限る。

なお、下記の場合でも必ず上司の承諾を得る必要がある。

- (1) 当社の属する地域に行政からの避難情報(警戒レベル4：避難指示以上)が発令された場合。(全従業員対象)
- (2) 当社が属する地域に行政からの避難情報(警戒レベル4：避難指示以上)が発令され、業務開始時刻までに当該避難情報が解除されない場合。(全従業員対象)
- (3) 3時間以内に災害発生の可能性が高まった場合。
- (4) 当社の事業周辺の公共交通機関が停止する事が予想される場合。
- (5) 従業員の自宅又は家族に被害が生じた場合。
- (6) 業務の現場責任者が通勤できない場合。

### 6-2.進行型災害発生が予想される場合の業務中止等に関する判断基準

当社は以下の場合には、業務を中止しなければならない。

なお、下記の場合でも必ず上司の承諾を得る必要がある。

- (1) 当社の属する地域に行政からの避難情報(警戒レベル4：避難指示以上)が発令された場合。(全従業員対象)
- (2) 当社が属する地域に行政からの避難情報(警戒レベル4：避難指示以上)が発令され、業務開始時刻まで

に当該避難情報が解除されない場合。(全従業員対象)

- (3) 3時間以内に災害発生の可能性が高まった場合。
- (4) 当社の事業周辺の公共交通機関が停止する事が予想される場合。
- (5) 従業員の自宅又は家族に被害が生じた場合。
- (6) 業務の現場責任者が通勤できない場合。

## **7.突発型災害が発生した場合の従業員の出退勤及び業務の中止に関する行動指針**

### **7-1.突発型災害が発生した場合の従業員の出退勤に関する判断基準**

当社は以下の場合には、出勤している従業員を退勤させ、又は通勤・外出時に出勤させない指示を出さなければならない。但し、退勤させる場合には、従業員の帰宅経路の安全が確保できる場合に限る。

なお、下記にあてはまる場合は自己判断で行動する。

- (1) 当社が属する地域が震度6弱以上の地震に見舞われた場合。
- (2) 当社の属する地域に津波注意報以上が発令されている場合。
- (3) 突発型災害が発生し、従業員が傷害を負った場合。
- (4) 突発型災害が発生し、社内及び所在地周辺の安全が確保できない場合。
- (5) 突発型災害が発生し、所在地周辺の公共交通機関が停止する事が予想される場合。
- (6) 従業員の自宅又は家族に被害が生じた場合。

### **7-2.突発型災害が発生した場合の業務中止等に関する判断基準**

当社は以下の場合には、業務を中止しなければならない。

なお、下記にあてはまる場合は自己判断で行動する。

- (1) 当社が属する地域が震度6弱以上の地震に見舞われた場合。
- (2) 当社の属する地域に津波注意報以上が発令されている場合。
- (3) 突発型災害が発生し、従業員が傷害を負った場合。
- (4) 業務実施場所において、突発型災害が発生し、従業員の安全が確保できない場合。
- (5) 周辺地域の広域な地域に突発型災害の甚大な被害が生じた場合。
- (6) 当社の事業所近辺の公共交通機関が停止した場合。
- (7) 従業員の自宅又は家族に被害が生じた場合。

## 8.災害発生が予想される場合の従業員の行動指針

災害発生が予想される場合の従業員の基本行動基準は次の通りとする。

具体的には、下記記載のタイムライン表による。

	勤務時間内(社内)	勤務時間内(社外)	夜間・休日
管理職以上	安全確認の上、原則 出社	上司又は対策本部の 指示に従う	上司又は対策本部の 指示による
一般社員	安全確認の上、原則 出社	上司又は対策本部の 指示に従う	上司又は対策本部の 指示に従う
アルバイト・パート・派遣社員	安全確認の上、原則 出社	上司又は対策本部の 指示に従う	上司又は対策本部の 指示に従う

## 9.タイムライン表(進行型災害)

気象・行政の情報	行動	対応者
台風・豪雨予報	<ol style="list-style-type: none"> <li>社内設備、社外設備の確認</li> <li>社内予定確認</li> <li>従業員の出退勤経路の安全確認</li> <li>交通状況の整理</li> </ol>	各部門長
警戒レベル3： 想定災害の発生、可能性が高まる、予報	<ol style="list-style-type: none"> <li>情報集約⇒災害対策本部長に報告・助言</li> <li>従業員の出退社に関する判断(判断基準は上記による) ⇒出退社指示</li> </ol>	各部門長
警戒レベル4： 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> <li>従業員の安全確認</li> <li>帰宅抑制⇒指示</li> </ol>	各部門長
警戒レベル4： 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者の支援</li> <li>備蓄倉庫の開場</li> </ol>	各部門長
災害通過	<ol style="list-style-type: none"> <li>被害確認</li> </ol>	各部門長

## 10.タイムライン表(突発型災害)

気象・行政の情報	行動	対応者
災害発生	1. 被災情報収集 2. 社内設備、社外設備の確認 3. 社内予定確認 4. 従業員の出退勤経路の安全確認 5. 交通状況の整理 6. 情報集約⇒社長に報告、助言	災害対策本部長
災害発生から2時間	1. 従業員の出退社に関する判断 (判断基準は上記による) ⇒出退社指示 2. 従業員の安全確認 3. 帰宅抑制⇒指示	災害対策本部長
災害発生から2時間以降	1. 帰宅困難者の支援 2. 備蓄倉庫の開場	災害対策本部長
災害発生から一日	1. 被害確認	災害対策本部長

## 11.社内設備、車両、貴重品、危険物等の取扱について

下記に定める場合でも、まず上司に確認を取り、行動する。

- (1) 火気などの消化状況を確認する。
- (2) 安全確認ができるまで電気機器のスイッチなどは操作しない。
- (3) 漏電の有無を確認する。
- (4) 部門長は発災時に毀損の恐れがある重要書類やデータ、貴重品などについて、持出品一覧、持出手段、非常保管場所、保管管理責任者などを予め定め訓練しておくものとする。

## 12.本社以外に事業所・営業所がある場合の対応

当社の事業所・営業所は、災害発生時に適切な対応が取れるよう、日頃から次の事項について、確認・準備するものとする。

- (1) 災害発生時に的確な連絡が取りあえる手段を確保するよう努める。  
(LINE、LINE WORKS など)



- (2) 事業所・営業所に勤務する従業員が災害発生時に適切な対応がとれるよう確保した備蓄品、食糧などの数量の把握及び従業員への周知を行う。
- (3) 当マニュアルに基づく行政機関からの要請事項を確認する。

### 13.避難場所

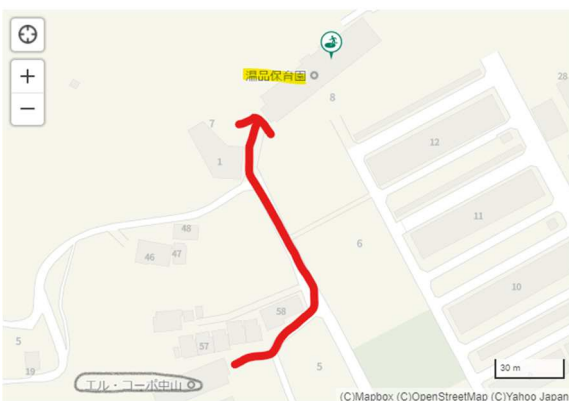
**【本社】 避難場所：松江市立乃木小学校 〒690-0004 島根県松江市浜乃木 5-1-10**



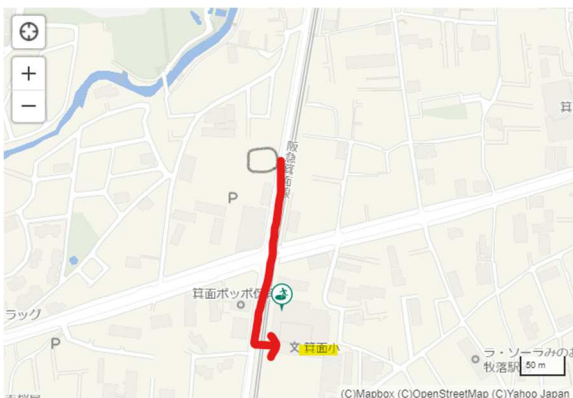
**【関東事業所】 避難場所：横浜市立中川西中学校 〒224-0001 神奈川県横浜市都筑区中川 2-1-1**



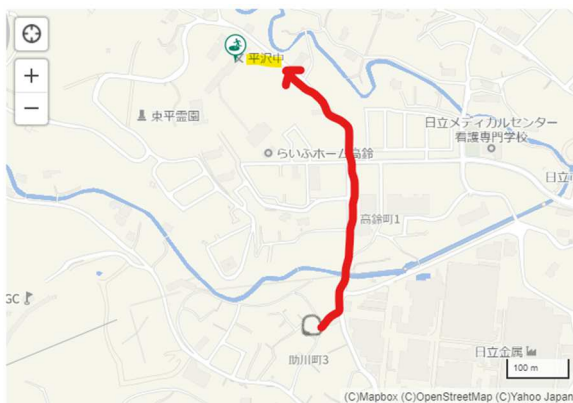
**【広島事業所】 避難場所：広島市立温品保育園 〒732-0033 広島県広島市東区温品 5-8-1**



【関西営業所】避難場所：箕面小学校 〒562-0042 大阪府箕面市百楽荘 1-8-7



【日立営業所】避難場所：平沢中学校 〒317-0066 茨城県日立市高鈴町 1-15-1



【米子営業所】避難場所：米子市文化ホール 〒683-0043 鳥取県米子市末広町 293



## 14.緊急連絡網

大規模な災害や事故が発生し、従業員間での情報共有や安否確認を行う際には緊急連絡網を活用する。

緊急連絡網は災害対策本部長が責任者となり作成・保管する。電話が繋がりにくい場合は、下記「安否確認方法」において安否を確認・報告する。

- (1) 半年に1回かつ入社・退社の時期で緊急連絡網の情報更新を必須とする。
- (2) 作成した緊急連絡網は半年ごとに全社員へメール配信し、周知徹底する。

### 14-1.緊急連絡網

災害対策本部長による作成・保管とする。

### 14-2.安否確認の方法

電話が繋がらない場合など、当社の安否確認は下記を活用する。

- (1) LINE WORKS
- (2) ショートメール
- (3) 災害用伝言ダイヤル(171)
- (4) 災害用掲示板(web171)

※参考：災害用伝言ダイヤル及び災害用掲示板の利用方法

- (1) 災害用伝言ダイヤルの利用方法

「171」ダイヤルし、利用ガイドンスに従って、伝言の録音。再生を行う。

ダイヤル「171」⇒ガイダンス(「1」録音をプッシュ)⇒30秒以内に伝言を残す  
(伝言例)

「●●です。私と△△は無事です。@@に避難しました。落ち着いたら連絡します。」

- (2) 災害用掲示板の利用方法

電話番号を・お知らせ内容を入力し、登録する。

URL：<https://www.web171.jp/web171app/topRedirect/>

災害用伝言板 (web171) English 한국어 中文 NTT東日本 NTT西日本

TOP画面

伝言の登録や確認ができます。

① 電話番号 例 03~/090~ 登録 確認

②

③ お知らせ

本日は体験利用が可能です。  
この機会に、ご家族等と利用方法を確認していただき、使い方を覚えてください。

■SSLサーバ証明書移行について

### 14-3 安否確認で収集する情報

社員の安否確認について、以下を情報収集する。

- (1) 本人の所在場所
- (2) 本人の被害有無(無事・重症・軽傷)
- (3) 家族の被害有無(無事・重症・軽傷・不明)
- (4) 自宅の被害有無(被害なし・被害あり・不明)
- (5) 本人の出勤可否

### 15.代表不在の場合の次順位指示者

想定災害の可能性が高まった場合において、代表が不在又は何らかの理由によって指揮、判断が出来ない場合には以下の順位に従い、当社の対応の指揮・判断を行う。

- (1) 災害対策本部長
- (2) 災害対策副本部長
- (3) 各部門長
- (4) 各部門の次席

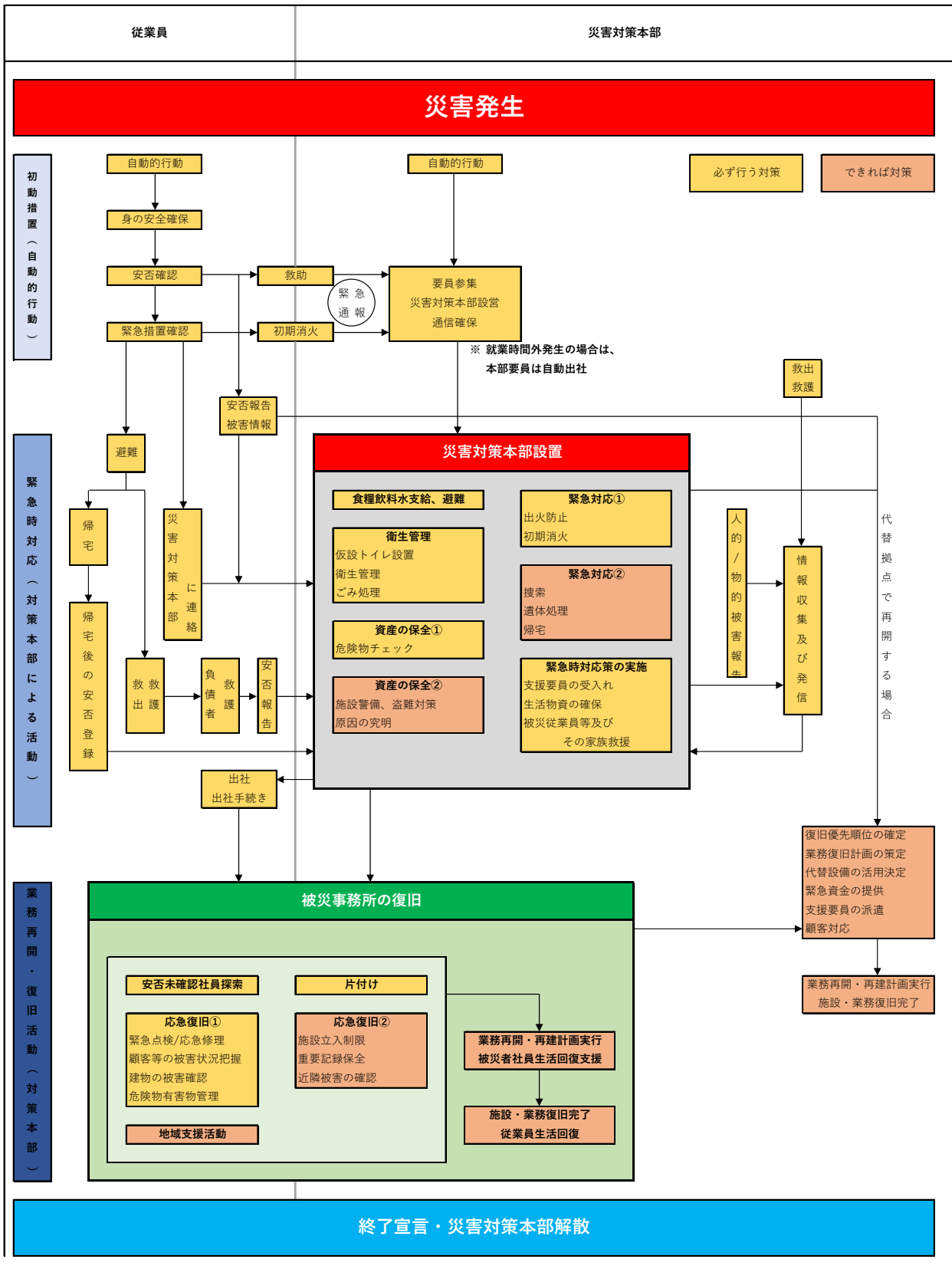
(補足)

新たな避難情報と警戒レベル

警戒レベル	行動を促す情報	住民が取るべき行動
5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保
4	避難指示	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	高齢者らは危険な場所から避難
2	大雨・洪水・高潮注意報	自らの避難行動を確認
1	早期注意情報	災害への心構えを高める

2021年5月20日に改正災害対策基本法が施行され、「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化。

災害発生後の緊急時対応から復旧までのフロー図



## (参考)防災機関リスト

### 役所

- (本社)：松江市役所 島根県松江市末次町 86 TEL:0852-55-5555  
(関東事業所)：都筑区役所 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1 TEL:045-948-2323  
(広島事業所)：広島市役所 広島県広島市中区泰寺町 1-6-34 TEL:082-245-2111  
(関西営業所)：箕面市役所 大阪府箕面市西小路 4-6-1 TEL:072-723-2121  
(日立事業所)：日立市役所 茨城県日立市助川町 1-1-1 TEL:0294-22-3111  
(米子営業所)：米子市役所 鳥取県米子市加茂町 1-1 TEL:0859-22-7111

### 保健所

- (本社)：松江保健所 松江市東津田町 1741- TEL:0852-23-1313  
(関東事業所)：横浜市都筑福祉保健センター 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1 TEL:045-948-2341  
(広島事業所)：広島市保健所(東区分室) 広島県広島市東区蟹野町 9-38 TEL:082-568-7752  
(関西営業所)：池田保健所 大阪府池田市満寿美町 3-19 TEL:072-751-2990  
(日立事業所)：日立保健所 茨城県日立市助川町 2-6-15 TEL:0294-22-4188  
(米子営業所)：米子保健所 鳥取県米子市東福原 1-1-45 TEL:0859-31-9315

### 上下水道

- (本社)：松江市水道局 島根県松江市学園南 1-17-24 TEL:0852-55-4888  
(関東事業所)：横浜市水道局 神奈川県港北区大豆戸 155 TEL:045-531-4181  
(広島事業所)：広島市水道局 広島県広島市中区基町 9-32 TEL:082-511-6808  
(関西営業所)：箕面市水道局 大阪府箕面市西小路 3-1-8 TEL:072-724-6755  
(日立事業所)：日立市企業局上下水道部 茨城県日立市助川町 1-1-1 TEL:0294-22-3111  
(米子営業所)：米子市水道局 鳥取県米子市車尾南 2-8-1 TEL:0859-32-6111

### 消防署

- (本社)：松江南消防署 島根県松江市矢田町 250-199 TEL:0852-22-1191  
(関東事業所)：都筑消防署 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1 TEL:045-945-0199  
(広島事業所)：広島市東消防署 広島県広島市東区光町 2-12-6 TEL:082-263-8401  
(関西営業所)：箕面消防署 大阪府箕面市箕面 5-11-19 TEL:072-724-5678  
(日立事業所)：日立消防署 茨城県日立市神峰町 2-4-1 TEL:0294-24-0119  
(米子営業所)：米子消防署 鳥取県米子市富士見町 1-103-1 TEL:0859-39-0251

## 警察署

(本社)：松江警察署 島根県松江市袖師町 5-10 TEL:0852-28-0110

(関東事業所)：都築警察署 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 34-1 TEL:045-949-0110

(広島事業所)：広島東警察署 広島県広島市東区二葉の里 3-4-22 TEL:082-506-0110

(関西営業所)：大阪府箕面警察署 大阪府箕面市箕面 5-11-5 TEL:072-724-1234

(日立事業所)：日立警察署 茨城県日立市本宮町 4-17-1 TEL:0294-22-0110

(米子営業所)：米子警察署 鳥取県米子市上福原 1266-4 TEL:0859-33-0110

## 交通機関

JR 西日本お客様センター TEL:0570-00-2486

JR 東日本お客様センター TEL:050-2016-1600

JR 東海テレフォンセンター TEL:050-3772-3910

横浜市営地下鉄お客様サービスセンター TEL:045-311-3299

阪急電鉄交通ご案内センター TEL:0570-089-500